

平成28年4月

## 第68期導入修習の評価について（検察）

検察教官室

**1 導入修習の目的と検察科目における重点**

導入修習は、①修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ（以下「目的1」と略称）、かつ、②より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにする（以下「目的2」と略称）ことを目的としているところ、検察における実務修習が司法修習生に具体的な事件の検査を直接体験させる実践的色彩が強い性格を有するため、検察科目にあっては、二つある目的のうち目的2に重点があるといえる。

**2 導入修習の内容とその目的****(1) 検察導入講義**

**[概要]** 事前課題として、証拠構造が比較的単純でありながら被疑者が犯人性を否認する窃盗事件の検討を課していたため、この課題の解説を通じて、検察科目における犯人性や犯罪の成否に関する考え方を教示した。

**[目的]** 実務修習においては、具体的な事件について、検察官として起訴・不起訴の終局処分を決することを体験することになることから、法科大学院で学修した実体法・手続法の知識を前提として、検察官として行う犯人性や犯罪の成否に関する事実認定の基本的素養を身に付けさせる。目的1と目的2の双方を念頭に置いたカリキュラムである。

**(2) 検察即日起案**

**[概要]** 犯人性を否認する恐喝未遂事件について即日起案を課し、客観証拠に着眼しつつ、被疑者の犯人性を認定するのに有益な間接事実を抽出させることを体得させた。

**[目的]** 「検察導入講義」の定着度を測定するとともに、即日起案の方法を体験することで具体的な事件記録を一定の時間内に検討する能力を身に付けさせる。目的1と目的2の双方を念頭に置いたカリキュラムである。

**(3) 捜査演習**

**[概要]** 被疑者が失火である旨弁解する現住建造物等放火事件の記録と同事件の被疑者取調べを再現したDVDを用い、①事実認定上ないし法律適用上の問題点の検討、補充検査事項の検討をさせるとともに、②取調べを行う際の留意事項等を具体的に解説した。

**[目的]** ①については法科大学院で学修した事実認定の基礎を踏まえつつ、時々刻々証拠関係が変化するという検査段階特有の状況下で行う事実認定（いわゆる「動的事実認定」）の技法を学ばせ、②については司法修習生が検察実務修習において必ず体験することとなる取調べの技法や留意点を学ばせる。動的事実認定や取調べ技法は、法科大学院において必ずしも十分な教育がされているとは限らない分野であり、目的2に重点を置いたカリキュラムである。

**(4) 検察即日起案講評+検察官の心構え等**

**[概要]** 「検察即日起案講評」は、検察即日起案の解説であり、検察科目における事実認定の在り方を再確認させるとともに、多くの司法修習生が共通して不十分であった点に力点

を置いて講評を行った。「検察官の心構え等」は、検察実務修習において検察官役を担う上での留意点を説示するものであり、検察実務修習の心構えといった内容であった。

【目的】「検察即日起案講評」は、事実認定の基礎を繰り返し教示し、実務家として必要な素養を身に付けさせることを目的としており、目的1と目的2の双方を念頭に置いたカリキュラムである。「検察官の心構え等」は、「捜査演習」と相まって、呼出し、取調べ、事件決裁といった体験型実務修習のために必要な知識と心構えを教示することを目的としており、目的2に重点を置いたカリキュラムである。

#### (5) 刑事共通演習基礎

【概要】刑事裁判の1(3)【概要】と同じ。

【目的】同上【目的】の前段に加え、検察については、特に全面的な立証責任を負担する立場からの適切な対応の重要性について理解させる。

#### (6) 刑事基本問題研究（刑事弁護の1(2)と同じ）

### 3 分野別実務修習からみた導入修習の評価

#### (1) 司法修習生の反応（修習生アンケートの結果）

##### ア 第1次アンケート

司法修習生を対象に導入修習終了時に実施したアンケート（第1次アンケート）結果の図表1～4からは、刑事系科目全体について司法修習生が導入修習につき一定の効果を認めていることが見て取れる。図表5では、全カリキュラムにつき、一つでも「必要性を感じない」、「内容や構成が不十分である」と回答した者が14%にとどまっており、検察科目を含めてカリキュラムの構成や進行は好評であったと考えている。

##### イ 第2次アンケート

司法修習生を対象に集合修習開始時に実施したアンケート（第2次アンケート）結果の図表1-1～2からは、第1次アンケートと同様、刑事系科目全体について司法修習生が導入修習につき一定の効果を認めていることが見て取れる。同アンケート結果の図表2-1～2では、検察科目の全カリキュラムにつき、「役に立った」が50%を超え、逆に「役に立たなかった」は0.7%～1.0%にとどまっており、司法修習生において導入修習が目的2に見合ったものであったと評価していると思われる。

##### ウ 小括

司法修習生に対する2回のアンケートからは、導入修習における検察科目のカリキュラムの構成や進行は、その目的に沿った適切なものであったと考えられる。

#### (2) 実務庁の反応

##### ア 実務庁の指導官の所感

導入修習についての実務庁の指導官の所感は、次に挙げるような好意的・肯定的なものが大勢を占めた。すなわち、①導入修習の成果として、「検察官の職務や検察修習でどのようなことをしなければならないかということについて、当初から大まかにイメージした上で実務修習に臨めていた。」、「犯人性、犯罪の客観的構成要件要素・主観的構成要件要素、違法性、責任、情状といった、基本となる論述構成が理解されていた。」といった所感が、②分野別実務修習が短縮された影響として、「各クール開始後早期に在宅事件

を修習生に割り振って検討を始めさせることができ、身柄事件も余り時期をおかず取り組ませたので、修習期間の短縮化による影響はなかった。」といった所感が示された。

#### イ 実務修習カリキュラムの分析

実務庁から送付される実務修習日程（カリキュラム）からは、導入修習が開始されたことに伴う変化として、①いわゆる座学を減少させ、臨床的学修に専念させることができた、②取調べ等の留意事項は導入修習で終わらせてあるので、今までやりたくてもできなかつた今日的課題に関する講義やより高度なテーマに関する講義に時間を割けるようになつた、③導入修習によって実務修習開始直後から取調べ等の直接体験型修習を実施することが可能となつた、といった点が見て取れる。

#### ウ 小括

検察実務修習を実施している実務庁としても、導入修習のカリキュラムは適切なものであったと評価しており、導入修習の目的は十分に果たしているものと考えられる。

### 4 集合修習以降からみた導入修習の評価

6・8期集合修習を担当した教官の感想としては以下のようなものがある。

#### (1) 供述証拠の信用性判断の深化

充実した実務修習を経た司法修習生は、供述録取の困難さとともに、その信用性判断の難しさを実感しているはずであるところ、集合修習中の起案やその講評時の質問や討議を通じて、この点についてしっかりした見解を述べる者が目立つた。いわゆる座学の減少等により、実務修習の深度が高まつたことによる可能性がある。

#### (2) 刑共演習への積極的な取組

刑共演習に積極的に取り組む司法修習生が増加した。前同様、座学の減少や質的な充実化に伴い、検察官の職務に対する理解が進んだりこれまで余り時間が取れなかつた公判修習が充実化したりしたことによる現象との評価が可能かもしれない。

### 5 6・8期導入修習の総括と今後の導入修習について

#### (1) 総括

これまでの検討結果からも明らかなように、検察科目に関する限り、司法修習生にとっても実務庁にとっても、導入修習の有用性が肯定されるものと思料される。

#### (2) 今後の課題

##### ア 更なるカリキュラムの工夫

限られたコマ数の中で、導入修習の二つの目的により合致するようなカリキュラムになるよう、司法修習生や実務庁の意見を参考に、更なる工夫をしていきたい。

##### イ コラボ講義

限られたコマ数の中で有効なカリキュラムを作るため、刑事系3教官室によるコラボ講義の充実も検討課題であろう。生の事実から証拠構造を把握し適切な訴因選定をさせることに主眼を置く検察科目固有の指導理念を堅持しつつ、他教官室のカリキュラムとの連続性・整合性を教示し得るコラボ講義についても検討の余地があるものと思われる。

以上